

小田原駅周辺まちづくり事業VR作成業務 仕様書

1 業務名

小田原駅周辺まちづくり事業VR作成業務

2 業務の目的

本業務は、小田原市が推進する小田原駅を中心としたまちづくり事業（多拠点ネットワーク型まちづくりHub形成事業及びゼロカーボン・デジタルタウン創造事業並びに小田原駅西口地区の市街地再開発）に係る、計画検討や関係者間協議、周辺住民及び一般市民への事業説明や景観形成等の計画マネジメントにおいて、事業の具体化を効率的・効果的に推進していくため、事業対象エリア及びその周辺の将来のまちなみ景観の形成に関する事業の計画案を仮想現実空間でシミュレーションすることにより、関係者との全体イメージの共有や合意形成を図るコミュニケーションツールとして、多機能バーチャルリアリティ（以下「VR」という）コンテンツを制作するものである。

3 業務内容

(1) 都市空間3Dデータの作成

本業務の目的に応じた以下の都市空間3Dデータを作成し、「4性能要件」を満たすVRコンテンツを作成するものとする。イ及びウのデータ作成については、令和5年中にプロトタイプを作成し、令和6年から内部協議の場で実際に使用を重ねながら履行期間内に完成を目指すものとし、VRコンテンツの将来案の修正に関しては、適宜対応するものとする。

ア 周辺データ作成（別紙「計画図Ⅰ」）

各事業において、周辺の環境や広域による眺望を意識した計画が推進できるよう計画図Ⅰに示す各事業予定地周辺の現況データを作成すること。

建物を立体イメージで表現し、簡易に道路データ、線路・高架データを作成すること。周辺は山並みを含めた広域エリアで航空写真を貼り付けた表現にて再現すること。

イ 多拠点ネットワーク型まちづくりHub形成事業データ作成（別紙「計画図Ⅱ」）

多拠点ネットワーク型まちづくりHub形成事業におけるスマートポールの設置イメージのシミュレーション、住民説明ができるデータ作成を行うこと。

小田原駅東駅舎を含む、「計画図Ⅱ」記載の駅前からお堀端通り商店街の沿道（図中の対象道路）に関しては、道路、建物外観は実際の撮影写真を補正

したテクスチャ画像をマッピングしファサード表現を行うなど景観の表現を行い、建物屋根形状は景観検討ができる精度にする事。また、通りから見える小田原城址公園の景観を反映すること。

スマートポール設置のイメージを作成し、複数のデザイン案を切り替え、設置時の景観が検証できるようにすること。

ウ ゼロカーボン・デジタルタウン創造事業データ作成（別紙「計画図Ⅲ」）

「計画図Ⅲ」の対象エリア（小田原少年院跡地）で検討しているゼロカーボン・デジタルタウン創造事業の将来の街並みのVRデータ（3案程度）を作成する。

任意の地点に用途に応じた建物イメージを配置でき、切り替え機能等により容易に複数案の将来の街並みを比較検討できるアプリケーションとすること。

「計画図Ⅲ」の対象エリア付近の道路、建物、新幹線高架、小田急線線路には実際の撮影写真を補正したテクスチャ画像をマッピングしファサード表現を行うなど再現性を高める事。

エ 小田原駅西口地区の市街地再開発データ作成（別紙「計画図Ⅳ」）

小田原駅西口地区の市街地再開発の将来検討ができるVRデータ（4案程度）を作成する。

「計画図Ⅳ」の対象敷地に面する小田原駅西駅舎を含んだ西口駅前広場の直近周囲にある既存の建物、道路等地形地物には実際の撮影写真を補正したテクスチャ画像をマッピングし、ファサード表現を行うなど再現性を高めるとともに、道路線形を含めた将来駅前広場及び将来の建物イメージを作成する。

なお、既存の建物のうち現在建築途中のものについては、発注者が提供する関連資料を基に将来イメージとしてデータを作成すること。

(2) VRアプリケーションの構築

上記(1)で作成した3Dデータをレビューするための基本的なVRアプリケーションを構築する。

(3) 操作研修の実施及びマニュアルの作成

成果物の機能を利用できるよう操作研修を行い、すべての機能を解説したマニュアルを作成すること。

4 性能要件

(1) 空間レビュー性能

ア 全体掌握のための鳥瞰飛行および利用者目線での空間確認・動線確認のための移動がマウスなどの操作で自由自在にできる機能

- イ 計画案（複数）を入れ替え対比させる比較検討機能
 - ウ 空間内の任意の位置に樹木や建物ボリュームを配置することができ、配置した樹木や建物ボリュームを保存、呼び出しができる機能
 - エ VR画面上の2点間の距離を測定できる機能
 - オ 日影の動的変化を連続的に表示できる機能
 - カ 等身大・立体視で体感することが可能な空間再現機能
- (2) プレゼンテーション性能
- ア 説明用パワーポイントの中から直接コンテンツを呼び出せる機能
 - イ 定められた重要視点場にジャンプするビューポイントジャンプ機能
 - ウ シナリオのあるプレゼンテーションに対応する自動走行（アニメーション）機能およびそのルートの設定機能
 - エ VR画面上に2次元地図データを表示し、視点位置を同地図上に表示できる機能
 - オ 任意の視点からの画面を汎用的なファイル形式の静止画、動画が作成できること
- (3) 関係者間共有・情報公開性能
- ア 制作されたVRアプリケーションはインターネット非接続状態でもWindows環境にて起動できること
 - イ VRアプリケーションの機能全体をフリーライセンスで利用できること
 - ウ 利用PCを増やした際に新たなライセンス料が発生しないこと
 - エ VRアプリケーションを関係各所に容易に配布できること

5 資料の貸与

業務遂行のために必要な計画図面など資料については貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上、発注者に提出し、業務完了とともに返却するものとする。また、貸与した資料について、破損紛失等重大な過失を生じた場合は、受託者がその責任を負うものとする。

6 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

7 成果品

ア VRアプリケーション（VRコンテンツ及び動作に要するソフトウェア）

イ マニュアル

※いずれも電子媒体で発注者へ提出すること。

※著作権について、VRコンテンツ内に配置されるモデルデータ部分は発注者に帰

属する。ただし、VRアプリケーションおよび、これに含まれるデータであって、受託者（そのライセンサーを含む）が保有するデータに関する著作権その他の知的財産権については、受託者がこれらを留保すること。

8 資格要件

- (1) 1級建築士または技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、VRに関する実務経験を10年以上有する者を主任技術者として配置すること。
- (2) VRに関する実務経験を5年以上有する者を照査技術者として配置すること。
- (3) VRに関する実務経験を5年以上有する者を担当技術者として配置すること。

9 連絡調整等

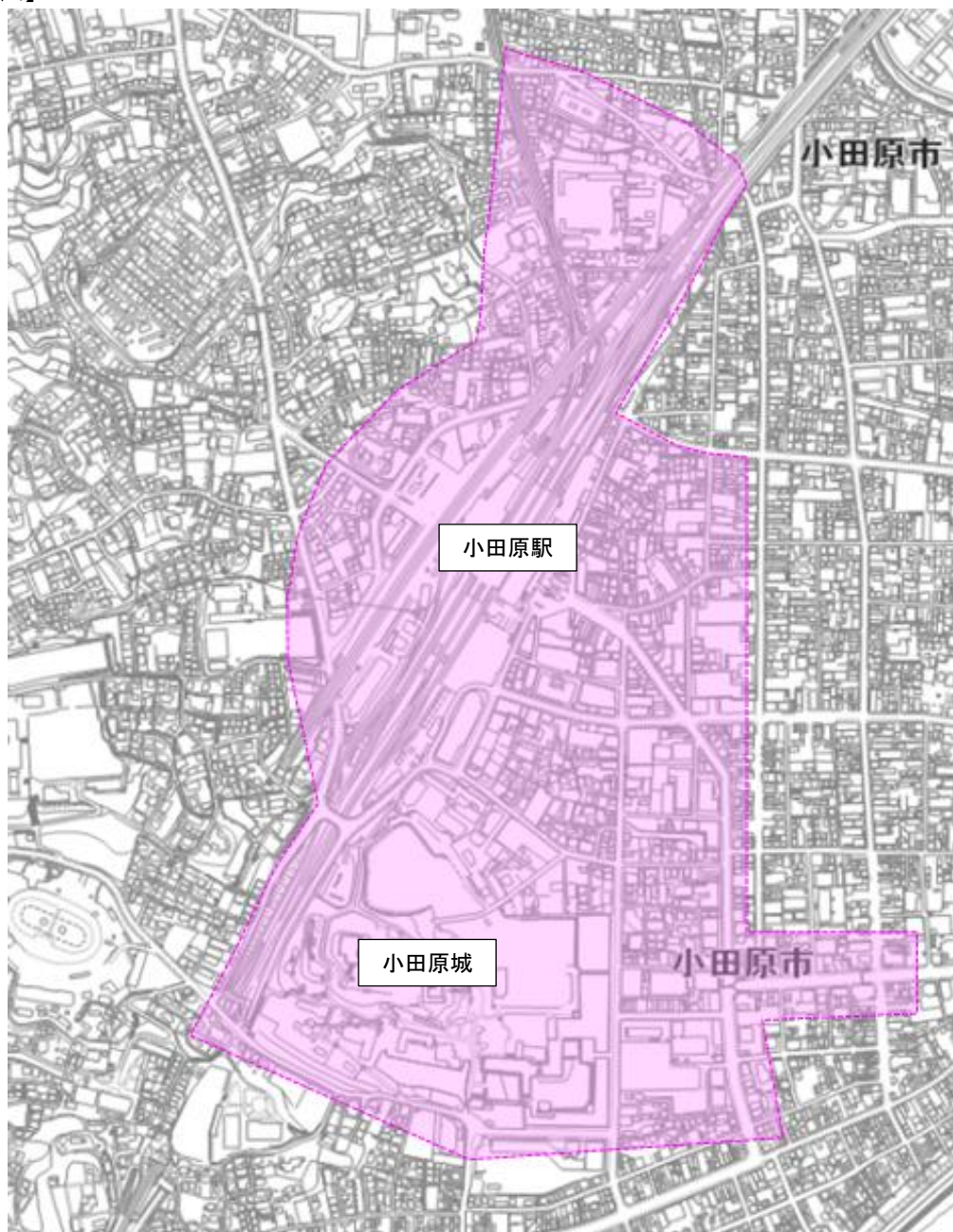
受託者は、作業の実施に当たっては発注者と連絡を密に取り十分に協議すること。また、疑義が生じた場合には速やかに発注者の指示を受けること。さらに、関係する官公庁等との協議を必要とするとき、又は協議を求められた場合、発注者へ報告するとともに誠意を持ってこれに当たり、その内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

10 その他

受託者は、工程表に基づく業務の進捗状況について、適宜発注者に報告し、工程管理に努めなければならない。

本業務の実施内容等に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、受託者と発注者が協議して定めるものとする。

【別紙】



計画図 I

・ ・ 建物及び
簡易道路作成エリア



— 沿道建物・道路再現

計画図Ⅱ



■ 対象エリア
(周辺環境、道路作成)

計画図Ⅲ



- ・ ・ 対象エリア（エリア内及び直近周囲建物、道路等地形地物再現）

計画図IV